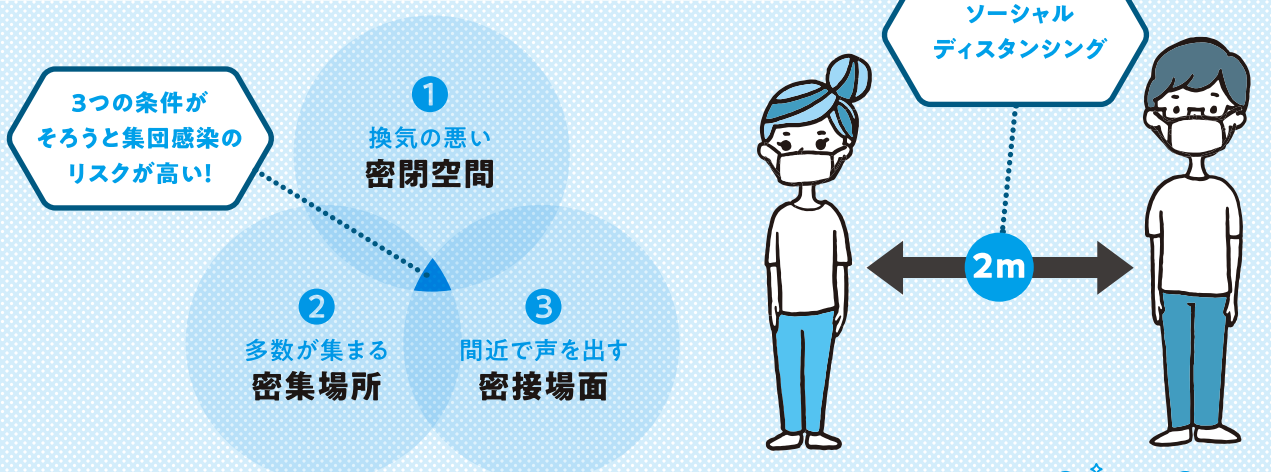




第2波に備えよう

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、まだ続いています。第2波の流行に備えて、感染予防策を継続しましょう。

3密を避けて人との距離をとりましょう!



★ くしゃみや咳をするときは、咳エチケットをお忘れなく!
★ 流水30秒以上の手洗い、または手指のアルコール消毒も継続を!

新しい生活様式に移行しましょう!

- 帰ったらすぐ手や顔を洗う
 - 症状がなくても、普段からマスクを着用
 - 毎朝、体温測定
 - こまめに換気する
 - 発熱やかぜの症状が出たら、無理せず休む
 - 買い物は1人で。通販も利用する
 - すれ違うときは距離をとる
 - 公共交通機関での会話は控えめに
 - 食事は持ち帰りや出前、デリバリーも利用
 - 筋トレやヨガは家で。動画を活用する
-

8月発行予定

「医療費通知書」を配付します

医療費通知書を8月中に各所属所事務担当者を通じて配付する予定です。医療費通知書は、組合員とご家族(被扶養者)の医療費と、共済組合からの給付金の内訳をお知らせするものです。
また、医療費控除の申告手続きに使用することもできます。

医療費控除とは?

ご自身または生計をともにするご家族が1年間(1月1日～12月31日まで)に10万円以上の医療費を支払った場合、所得税が一定額控除される制度です。控除を受けるには、ご自身で確定申告が必要です。
⇒制度等について、詳しくは国税庁のHPをご覧ください。

領収書&医療費通知書は大切に保管を!

医療機関等の領収書は引き続き大切に保管してください。なお、医療費通知書は再発行ができませんので、大切に保管してください。
※次回は令和3年2月上旬に発行予定です。 ※記載される受診月は次のとおりです。

記載される受診月	発行時期
11月・12月・1月・2月・3月・4月	8月上旬頃
5月・6月・7月・8月・9月・10月	2月上旬頃

医療費通知書は、世帯単位で作成するため、組合員と被扶養者が同じ通知書に記載されます。個人情報の保護に関する法律では、個人情報を第三者に提供する場合は、本人の同意を得ることとされています。被扶養者の方にもその旨をお伝えいただき、差し支えがある場合は、共済組合保健課までお申出ください。お申出がない場合は、同意(黙示の同意)をいただいたものとしてお送りいたします。